

地域開発特別委員会会議録

日 時 平成23年12月20日(火) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 新体育館建設に関する方針について
- 2 その他

出席委員

委員長	鈴木	明子	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	永田	公由	君	委員	西條	富雄	君
委員	務台	昭	君	委員	金子	勝寿	君
委員	青柳	充茂	君	委員	中原	巳年男	君
委員	五味	東條	君	委員	中村	努	君
委員	塩原	政治	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

市長	小口	利幸	君
副市長	米窪	健一朗	君
生涯学習部長	加藤	廣	君
体育施設係長	青木	敏彦	君
スポーツ振興係長	今井	厚土	君

議会事務局職員

事務局長	成田	均	君	事務局次長	小松	俊夫	君
議事調査係長	小澤	秀美	君				

午前10時00分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから地域開発特別委員会を開催してまいります。本日、委員の皆さん全員御出席です。それでは開会に当たりまして、ごあいさつあればお願いします。

理事者あいさつ

市長 改めましておはようございます。本特別委員会の議題は、今お配りしてありますように1件とその他と

ということになっております。議会でまだございますが、この間、一般質問、代表質問等を通じてですね、体育館建設、これはまあ足かけ8年、9年ですかね、に及ぶ重要な課題であろうかと思っておりますが、そんな中で、この今年度、平成23年度をもってですね、意思決定をしないと、現実的に平成26年度まで許されておった、というか今でもそうですね、合併特例債の期限に間に合わないということの中からですね、極めて重要な判断を必要とされる今議会であったと承知いたします。しかしながら、国政がびしっとせずにですね、継続審査ということで合併特例債の5年延長についてはまだ審議未了ということでございますが、恐らく与野党あまり異論があるという形では新聞紙上をにぎわせておりませんので、通常国会の中で5年間の延長という形が成立していくのではないかということの中でですね、現況における体育館建設についての行政としてのですね、方向づけをこのような形でしたいという案を今お手元にお配りしてございます。この点についてさらなる御論議をいただき、よりよい今後が見出せますようお願い申し上げてあいさついたします。大変お疲れさまでございます。

新体育館建設に関する方針について

委員長 それでは、本日の協議事項に入りたいと思います。新体育館建設に関する方針について御説明をお願いします。

生涯学習部長 それでは、お手元の資料に基づきまして、私のほうから方針について御説明をさせていただきます。

まず標題につきましては、新体育館建設に関する方針についてということでございます。

趣旨についてでございます。新体育館建設に関する方針について御協議をお願いをするものです、ということです。具体的の方針ということでございます。

2番、新体育館に関する方針ということでございます。

1つといたしまして、平成26年度末を完成期限とする8,200平方メートル規模の新体育館の建設には着手しない。1つ目の方針でございます。

2つ目でございます。平成26年度以降の新体育館の建設につきましては、政府方針による合併特例債発行期限延長を踏まえ、新たに設定される期間内、おおむね平成31年度末を想定しているところでございますけれども、完成を見据えて、平成27年度に予定される第5次総合計画の作成過程で検討する。第5次総合計画につきましては、平成24年度から25年度が作成過程という予定になっております。

また、3つ目でございます。来年度以降に適正規模、避難施設としての要件、建設費、維持管理費及びこれらの財政への影響などの調査を行い、検討のための資料とするとともに、これを市民の皆さんにも提供していくということでございます。

また、4つ目でございます。建設の可否について、また施設の規模等の内容の決定につきましては、社会経済の安定、財政状況を勘案し、議会と協議を重ねながら市民の理解を得て行う。これが4つ目でございます。

5つ目でございます。新体育館の建設にかかわる合併特例債の発行枠等の財源は、財政計画に織り込みこれを確保していく。これが5つ目でございます。

6つ目でございます。地震等の災害に備えて市庁舎の耐震工事をはじめ、施設整備等災害対策に優先して取り組む。これが6つ目でございます。

1 から 6 の今の事由、方針に対して事由でございますけれども、3 番として理由でございます。

1 つといたしまして、市民アンケートの結果は、「建設すべき」または「建設すべきでない」との意見が拮抗しており、現時点で現体育館建設を決定することについて市民合意が十分に形成されているとは言い難い。

2 つ目といたしまして、裏面でございます。現況の社会情勢は、災害復興、経済の低迷、少子高齢化の進展などにより将来への不透明感が増す中で、市民の意識も将来への投資に対して慎重である。また、これが本市の財政へ及ぼす影響も不透明であると。

3 つ目でございます。政府は合併特例債の発行期限を 5 年間延長する方針を固めており、これが本市に適用された場合は、合併特例債の発行期限が平成 31 年度まで延長されることが想定されております。

4 つ目でございます。現体育館は耐震化工事を実施し避難施設としての要件は満たしているものの、築後 45 年を経過しており、いずれ建て直しの時期が来る。この時の財源は一般財源に負うところが多く、財政負担が増すことが予想される。

5 つ目でございます。災害時の避難施設を含めて将来にわたって体育館の必要性を感じている市民も多くいる中で、この実現のためには、合併特例債を発行できる期間が新体育館を建設できる最後の機会であると認識している。

以上の理由をもちまして、この方針に対する説明ということでございますのでよろしく申し上げます。

委員長 それでは、方針についての説明を受けましたので、委員の皆さんから質問、御意見等お出しいただきたいと思えます。

西條富雄委員 確認ですが、方針の(2)の最後、検討するという項目があるんですが、検討する中の内容に今、案であがっている 8,200 平米の案も残しながら、その時の経済環境を考えてほかの案もあるという考えですか。確認したいのは結局その今の案をゼロにしちゃうのかどうかということです。

委員長 いかがですか。

西條富雄委員 それは決まってないですか。

市長 ここまで 10 年以上かけてですね、研究検討、多くの市民、あるいは議会の皆様方に御参加いただきながら、現状では 8,200 平米ということでありますので、決してこれはゼロにすることはなく、貴重な今までの積み上げ成果としてにらみながらということになると、私は理解しております。

西條富雄委員 ありがとうございます。

中村努委員 関連して、場所についてもほぼアンケートでは、消防署南というふうになったわけですが、それも含めて今後さらに検討をしていくということでしょうか。

市長 はい、建設するとした場合の場所という設問に対しては、75%内外が現有地であると、市が持つてるといふことからですね、消防署の南あるいは、総合運動公園という中では、体育館がないのはちょっと片手落ちではないかというような感覚からあの場所を設定しておりますので、まずはあの場所が私個人的にも極めて有力な場所であると、建てるとした場合ですね、しかしながら、まあ今後の経済状況、あるいは交通の利便性、あるいは高原通りが非常に、今後もまた駅広等の拡張も研究を進めておりますが、現況では非常に利用率の高い通りでございますので、さらなる駐車場等ができた場合に、どんな弊害が、あるいは利便性があるのか等も含めて、必ずしもオンリーワンのあの場所ではないということは承知しております。ただ、中型規模以上の建物をつ

くる場合はですね、それなりの敷地確保は必要でございますので、現況からは駐車場のレイアウト等をかんがみ
る中では、あの場所を想定とした時にどのような付加価値がもてるのかということをごすね、今後の研究の中心
には据えていかれるのかなと考えております。

委員長 よろしいですか。

務台昭委員 前回の市長さんの決定というか意思の決断の中で、身の丈に合ったってというそういう表現がされ
てるんですが、身の丈に合うというのは、その地域の実態に即してということなのか、市長さんの頭の中に身の
丈に合うというのはこの程度のものだっていう何か想定されているか、その点をちょっとお教えいただきたい。

市長 これも個人的な見解を多分に出ない領域でございますが、人口7万人規模の塩尻市、今後ですね、人口
の減少が、好まざることでございますが進捗せざるを得ないという近況感の中ではですね、やっぱりそれなりの
市民が中心となって活用できる体育館、まあ極論すれば、全国大会をですね、その都度開けるような地方都市で
もございませんし、また、それなりの受け入れ、インフラも整っていない現況からは、やはり市民スポーツの
中で市民が有効に活用できることを私は身の丈と称した次第でございます。

委員長 ほかにいかがですか。

五味東條委員 ということはあれですかね、(5)番のですね、来年度の予算には調査費として見込んでおく
というような考え方でよろしいですかね。

市長 先ほどあいさつでその部分を言い忘れましたが、まずあのいつ。

副市長 ことし中です。

市長 今年内に配布する予定となっております実施計画上はですね、平成24年度に1,000万円という目
出し予算を載せさせていただいてございます。

副市長 平成24年度から平成26年度の3年間で。

市長 うん、けどど入れてあるのは平成24年度でしょ。

副市長 一括で3年間。

市長 失礼いたしました。3年間の中で総額1,000万円という計上をさせていただいてございます。その
中で具体的には平成24年度予算の中には、いわゆる調査研究費として、今後の研究を継続していくための予算
が、まあ何百万かあの形で計上したいと。これは建設を是認するものではなくてですね、ここまでさっきの繰り
返しになりますが、議会に請願ですか、出されて、趣旨採択がされてからの研究の成果をとぎれることなく継続
していくための予算でございますので、使うか使わないかは別として、やっぱり300万、500万くらいの予
算は目出しとして計上したいと考えております。

五味東條委員 はい、いいです。

委員長 ほかに。

金子勝寿委員 方針の(4)に関して、建設の可否の後、議会と協議を重ね市民の理解を得て行うという文言
になっていますが、市民の理解を得て行うの方針、今後現状でこうするというような考え方があれば、(4)のと
ころです。

市長 このような議論の場を通じて、あるいはそれぞれ定例会等を通じながらですね、広報しおじり、あるい
はマスコミの力を借りながら、より議論のステージが進捗しているってことを市民の皆様に見ていただくことが、

その2番の方策と考えています。

委員長 ほかに、よろしいですか。

青柳充茂委員 方針の中身そのものについてじゃなくてもいいよね、今後のことについてでも、質問。今回割と時間がかかって、市民の皆さんにアンケートまでお願いして出てきた方針だと思いますが、方針の内容についてはね、ちょっと合併特例債がなければ建たないみたいな言い方っていうのはどうかなっていうところを除けば、本会議でも言ったとおり、私も多分この方向になるんだろうと思いますけれども、市民の皆さんへの説明責任っていうものをこれからどのように果たされるのか、具体的に計画があったら教えてください。

委員長 どうですか。

市長 さっきの繰り返しになりますが、議論を停滞させないことであると考えています。

青柳充茂委員 だから平成17年から出て、要望があってそれを受けて、ずうっとやってきてね、平成22年度中には建てるっていうような話でやってきて、それができなくて、この小口市長3期目では民意により方向づけると。そこまで時間かけて丁寧にやってきたこの問題ですから、市民の皆さんに結果、民意による方向づけっていうのはこういうことになりましたっていう、ここに書かれてあるような結論だとは思いますが、市民の皆さんにどういうふうに説明責任を果たされるかっていうことです。私も体育館のことで飛び込み市民会議のような形でされたのが、あれ何年前でしたかな、3年、4年前、各地区10地区くらいは最低やったと思う。私も全地域、多分出た記憶がありますけれども。あれと同じようなね、飛び込み市民会議みたいなやり方で各地区にこういう形で方向づけをいたしましたというような説明責任を果たす機会っていうのをね、どのように設けられていくのか。それとも一切しないで、もうこれで、こういうことですよって言って終わっちゃうのかって、そこをどうしてお考えしているのかっていうことです。

市長 まだ検討はしてございませんが、これだけアンケートに対する53%を超える回答率があったこと、それとこの議会を通じて既に多くのマスコミが報道してもらっていますので、説明責任はある程度済んでいるという認識は皆様方と共通かと思えます。

青柳充茂委員 私としては、それはちょっとどうかなっていう感じがします。やっぱり丁寧に説明責任を果たす機会っていうものを持たれたほうがいい。市民の声を聞きながらっていうことをやっていかないと、さっき金子委員からあった4番目の、今後のことを考えていく時の建設の可否とか、規模の決定等についての、議会はもちろんだけど、市民の理解を得て行こうっていうところにつなげにくいのではないかと。ここに上手につなげるためにも、今この方向づけっていうのをどういうふうにしてやってきたって言って、御理解をいただきたいっていう話、その説明責任をきちんと果たすというステップを必ず踏んだほうがいいのではないかっていうふうに思います。

中村努委員 やっぱり報道等によると、要は見出しが平成26年度までの建設を断念っていう見出しになっちゃうわけですね。そうすると市民の取り方っていうのはいろいろあって、断念したのに、今までのなんかむし返したっていうかね、そんなような取られ方をされかねないので、私もも年末年始これからいろんな場面で説明責任を果たしていかなくちゃいけない時になってきてますのでね、一回整理をして説明する機会っていうのは、何らかとっていったほうが私はいいと思います。どうですかね。

市長 断念ですから、断念と取られたってやむを得ないというふうに承知しています。それは議会との一つの

総合結論ですから、現状のところはですね。それ以上の読み方もないでしょうし。

委員長 改めてそういう場を設定していく考えはあまりないというふうに。

市長 ないと言うか、現状で、いつ具体的にどのような形を設定をしていないということですね。

委員長 現状ではね。ほかに。

五味東條委員 だから、これはね、人のせいにするわけじゃないけれども、国が大体これを決めてないからいけないんだよね、原則的に。だから要は、例えば極端なことを言えば、5年間延長しなければ、例えばもうやめてことでしょ、これと言えば、体育館はね。それは結論だと思うんですよ。ただし、これを5年間延長するんだから、じゃそういう余裕もあるということなんだけど、事実5年間延長っていうのはまだ決まっていなわけなんですよ。野党や与党ががたがたこいてさ。だでね、要はこっちへ置いておいて、要するに国の基本をね、きちんと決めた中において、今のじゃあ5年間延長したんだったら、このほうにするんだっていう説明もしなきゃいけないと思う。今の不安な状態で説明するなんて、国が決まらないのに、こうだのこうだのって勝手なこと言ったって、おれはおかしいと思う。だから、これを国でいつ5年間延長っていうのを決めるかどうか。それによって今のまた市民のみんなに説明するとかね、そういう方向もそりゃ出てくるかもしれないけれども、それがまず第一じゃないかなとおれは思うがね。

市長 3月議会にはですね、何らかの先ほど示した予算計上をさせていただきますので、その議論をしていく過程においてですね、おのずとこれは説明責任を果たせるでございましょうし、また国の通常国会がどのくらい長引くものか私も想像が付きませんが、その過程の中で当然、平成31年まで延長されるのか否かについてもですね、おのずと明らかになっていくと。これがすべてトータルな議論の過程でありますので、一概に今、出口判定をですね、どこで説明責任を果たすというものではないと。日々進化しておりますし、またそれに応じてフレキシブルに地方自治は進んでいかなきゃいけないもの、言わずもがなかなと思います。

委員長 いかがですか。

中村努委員 この方針の(6)についてですけど、これは、私は本会議でも申し上げたんですが、きちんと地域防災計画の中で避難所の施設の整備っていうものをしっかり整合性としてやっていくべきだというふうに言ったんですけども、この防災施設の整備計画とこのスポーツ施設というものの整合性を図っていくような、そういう組織と言いますか、そういうものは考えていますか。

市長 現状では全く考えてございません。と言いますのは、既に10%台の低い位置か、高い位置かの差こそあれですね、地区におけるいわゆる耐震化された初期非難施設については既に調査が終わっております。ただやるとすれば、それを100%にすることができるのであれば、それは行政の大きな使命としてやるべきでございましょうが、現実的にそのようなことがかなわぬ中、大げさな避難施設計画をつくったとしてもですね、それは期待値のみ大きく、現実にはこの財政のことが現実にありますので、なかなか追いついていかない中ではですね、専用の防災施設をさらにここで整備していくことは極めて現実的ではないと。やはりトータルのな公共施設、例えばもしかしたら福祉施設がその避難場所になる可能性もございましょうし、また当然体育館は極めてそれに近いものでありましょうし、また地区館等ですね、耐震工事を進めること、あるいは各小学校のリニューアルの時にあわせて、多少経費がかかってしまっても広丘小学校の体育館のような形の防災兼務できるような形をですね、研究していくことは、これはもともと消防防災課の中において行われていること、本来のミッションであ

りますから、その中において行われることが可能であるということ。

中村努委員 当然、次に検討される体育館っていうのは、防災機能をしっかりもっていかなきゃいけない施設になるんだろうと思いますので、やはりその辺はしっかりとした計画と一緒にやってつくっていく、私は必要があると思いますので、また検討いただければと思います。

委員長 ほかに。

永田公由委員 この方針についてね、大体議会の中で、本会議の中で議論された内容に沿った方針だと思います。それで、一つだけこれは私の要望っていうか意見として申し上げたいんですが、この3番の関係について、やはり庁内の中で関係する課、例えば企画・財政・消防防災・建設・スポーツ振興など、いわゆるその関係する課を横断的なプロジェクトチームというか、その調査研究をまず庁内で先に進めていただいて、その後、専門なら専門というような形をとっていただけたらというふうに思いますが、市長、いかがですか。

市長 当然それも並行して進めますが、それはある見方、多くの市民の皆様から既に言葉をいただいておりますが、それは振り出しに戻ってという、すごくみたいなものであるということもですね、また市民感覚からは現実でございますから、3年、5年前にさかのぼっての議論をやり直す気は全くございませんし、もうその段階ではないと。既にさっき申しあげましたように、10年かかって研究している成果ですから、その延長上の上において結論を出すべき時にきていると私は承知しております。しかしながら、防災、この3・11以降ですね、多くの職員も極めてあまりしたくない経験を含めてしたわけでございますから、その要素はですね、当然庁内においてもさらなる、先ほどおっしゃいました身の丈という研究の中に取り込んでやっていくことは当然の責務であると承知いたします。

永田公由委員 今、市長が言われたようにね、やっぱり身の丈をある程度、塩尻市はこういう身の丈だよっていうものをやるには、外部じゃなくて、内部で一番精通している職員の皆さんがそういったものを出されるのが、私は一番いいと思いますので、ぜひその辺については検討していただきたいというふうに思います。

委員長 一つ、ちょっと確認させていただきたいことがあります。この(6)番の文章の表現なんですけども、地震等の災害から市庁舎の耐震工事をはじめ施設整備等、災害対策に優先して取り組む。これ、何とかはっていうのがないんですけど、体育館建設についての考え方なのか、それとも当面はこういう方向でやるっていうふうなことなのか、ちょっとそこら辺。

副市長 従来までですね、市庁舎の耐震工事、特に市庁舎の耐震工事は少し後回しにして、学校をですね、優先して取り組んでまいりました。実施計画の策定する方針の中でですね、やはり市の庁舎の司令塔としての耐震施策ということもございますし、むしろその優先順位をですね、きちんとここで上げて耐震工事に取り組んでいく。ほかの施設につきましてもですね、必要に応じて取り組むというのをですね、順位を上げて優先してやるという意味でございますので、必ずしも体育館等はちょっと関連はございませんけれども、市民の皆さんの御心配の中でですね、非常に非難施設の充実・強化というのを御心配いただいておりますので、ここでちゃんと優先順位を上げたっていうことを明示したって意味でございます。

委員長 言ってみれば、当面こういうことを優先順位を上げた、選択してやっていくっていうふうに表明されたっていうことですね。

副市長 それについてはですね、この新体育館の建設も含めてですね、防災機能の細部と言いますか、細部を

どう考えるかということも含めて検討させていただきたい。

委員長 それでは、ほかの御意見、よろしいですかね。

副委員長 平成24年度から26年度までっていうことの、この調査の方法なんですけど、含めて、大体どんな目標でいっていかっていうのは今のところ決まっているっていうか、考えがありますでしょうか。そこら辺ちょっとお聞かせいただきたい。

市長 これもまだ私の個人的な見解の域を出ませんが、身の丈とマストの部分ですね、これはスポーツ施設の面からのマストと、防災基地としてのマストと、この2つのマストと、あと身の丈の三角関係の中をですね、どんな現実的な形ができるのか。議会答弁でも申し上げましたが、徹底的な形分析っていう形、コストダウン等々を研究しながらですね、外部の知恵もお借りしながら、先ほど議長さんからも言われた市の職員と連携した形の検討をしていきたいという、研究費だと考えております。

今まで、過去にもですね、外部の体協、あるいは地区、区長会長等を外部の知恵として研究に加えていただきながら、今日まで10年間、ほぼ10年間来たわけでございますから、それと重複しない範疇でさらなる、より精度のいい調査結果を出すための調査費と考えております。

委員長 よろしいですか。

副委員長 はい。

委員長 それでは、ほかの皆さん、御意見よろしいでしょうか。

きょうは、市からこの新体育館建設に関する方針について説明を受けましたので、その内容についてこの委員会としてはさまざま御意見出されまして、細かい点についてはね、要望のたくさん出ているところもありましたりしますが、この市としての方針について一定の理解をしたというようなまとめ方をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

永田公由委員 異論がなければ了承するか理解したでいいんじゃない。異論があれば、ここの中で方針について異論があれば受けたということになるでしょうけど。

青柳充茂委員 受けただけでいいじゃん。それ以上踏み込む必要があるんですか。

永田公由委員 ただ受けただけで、議会はなんの方針も出さないってこと。

五味東條委員 いや、ちょっとまってください。

永田公由委員 それは。

五味東條委員 委員会を開いたからにはですね、ある程度皆が話し合っただけで結論を出さないとなんのために委員会だかわからないじゃん。だで、要は今のところは反対者だとか、完全にないだから、一応そういう方向でいいじゃないかなと思いますけどね。

永田公由委員 委員長が言われたように理解をしたでも、了承したでもいいんじゃないの。

五味東條委員 ただ聞きおくじゃあ何のために会議だかわからないじゃん、と思いますが私は。

委員長 ちょっと説明っていうかまとめ方が大ざっぱだったかもしれないんですけども、平成26年度末を期限としてこの8,200平方メートルっていう体育館はつくらないという、着手しないということと、それから、しかし、今までの検討結果というか検討してきた過程をゼロに戻さないで、引き続き合併特例債の可能性も含めて検討をしていくというようなことが確認されたんではないかというふうに思いますが、個々の問題でね、全部

が一致したというわけではないと思いますが、この方向について例えば、断念したんだからもうこれから一切検討すべきじゃないっていうふうな意見が、今回出されたというふうにはちょっと認識できなかったので、おおむねこの方向でやる中で、さまざまな議論が、議会とも協議を重ねというような4番目の項目にも入っていたりするというので、できるのではないかなというふうに思います。

青柳充茂委員 ちょっといいですか。平成24年度、平成26年度っていう3年あるわけですよ。26年度以降みたいな話についてはね、平成26年度以降っていうのは平成27年以降のことなのか、だと思っただけど、今そんなあんまり先走った話をね、できるような話じゃないと思うんですよ。だから、言葉遣いとして、一定の理解をしたって言えばそういうことなんだけど、でも別にそれは平成27年以降に必ずとか、そういう話を今ここでやったって、メンバーも変わってるかもしれないし、どうなるかわからないような話ですから、説明を受けたっていうのと、一定の理解をしたっていうので、どのくらいの違いがあるのかっていうことがよくわからないんだけど。どうして一定の理解をしたってしなきゃいけないのか。そこの違いっていうのをもうちょっと説明してくれますか、何が違うのか。説明を受けたものとして、よく全協なんかでも使う言葉だけど、説明を受けたものとして扱いますっていう言い方と、一定の理解をしたっていう言い方、何が違うの、具体的には。

委員長 これは例えば議案に付されているようなものであってね、ここの委員会で結論を出さなければいけないっていうことになれば、もう少し今の細かな点では、例えば説明の問題だとかいろいろ御意見出たので、そういうところを深めなければいけないと思うんですが、これは、言ってみれば大ざっぱに言って、私たちが結論を出さなければいけないと、市民からも負託をされてても、平成26年度末に完成する、期限とするような8,200平方メートルの体育館についてはつくらないっていう。

青柳充茂委員 断念をするっていうこと。それをしっかり言えばいいじゃない、今の時点では。そこから先のことは今やる、議論できることじゃないでしょ。

委員長 検討するということにも、青柳委員は異論があるっていうことですか、じゃあ。

青柳充茂委員 異論、うんそうだよ。私は、細かいことを言えば全部今後のこともさっきの説明責任の果たし方についても、全部異論あります。だから、説明責任をきちっと果たせないうちに、平成27年以降の話なんか今すべきじゃないと。その前に、まずこれだけ時間をかけて市民の皆さんのお手も煩わせてやってきたことを、まずこういう結論、方針を出しましたってことをしっかりと市民に対して説明して歩くっていう姿勢こそが大事なんで、平成24年度の予算に何か出てくるのは、こういう了解を得たから出してくるのは当然で、それは認めてもらわなきゃいけないみたいな話に既成事実化していくような話だとすれば、もう全然話にならないですよ。

委員長 青柳委員の意見はそういうことですけども、ちょっと、今、全体として意見が出されてた内容とはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますけど。

中原巳年男委員 このね、2番の新体育館建設に関する方針の1から6っていうのは、今回のアンケート結果の集計の中で、かなり検討するとこういう結論になると思うんですよ、アンケートをまとめたとするね。特に3番、4番、私はこういう部分が一番アンケートの中でみんなが望んでた大多数の意見をここに取り込んでいただいていると思うし、一番最初にありましたように、8,200平米の建設は着手しないということが最初に出てきているから、この方針に対していいとか悪いとかっていうことじゃなくて、やっぱりみんなの意見はこういうことだろうなというふうに理解できると思うんで、この形のもので特段問題はないだろうというふうに思います

が。

五味東條委員 異議なし。

金子勝寿委員 代表質問と一般質問を市長のほうでも受けて議論してということで、初日でその方向性が出ました。2日目の質問でも会派によってはそれでいいということで質問しない方々もあるということは、単に行政側が出した結論で、議会はそれで説明を受けたということだけではなくてですね、各会派代表してそういう方向に対して了承をしたということであるかと思えます。マスコミの報道でも市民はそう受け取ってるわけですよ。議会の方向性として、もちろん今後のことを全部決めてしまうってことでなくて、少なくともきょうこの説明に対して多くの議員は、この委員会の人はず承をしていると思えます。ですから、したがって、これに関してはきちんと議会として、もしくは委員会として理解をしたと、少なくともきちんと受け止めたということはして、全協にもう一度委員長から説明をしていただいて、もう一度全協で話をすればいいじゃないですか。少なくともそこに関してははじめをつけておかないと。いや、本会議はああしろ、こうしろって言うって、委員会で説明したら、いや説明受けただけで、うちはただ聞いただけっていうのは、それは議会としてちょっと議会から市民に対する説明ができないと思えますが、どうでしょうか。

西條富雄委員 そのとおり、私もその意見に賛成でして、断念で終わってしまうと、やはり今後どうするかという方向を示していただかないと、体協の皆さんが苦勞して集めた寄附金等につきましてもですね、じゃあどうなるかっていう話になってきますし。それから理由の4番にあります、いずれ建て直しの時期に来るってことも頭に入れておいていただかないと、これは、断念したら大変な話になると思えますね、体育関係の皆さんから出てくる意見は。ですから、ぜひ金子委員の言われたとおりかな、中原さんがおっしゃるとおり。賛成です。

塩原政治委員 先ほど中原委員が言ったように、基本的には方針、それからその方針に対する理由はおおむね理解をみんなしていると思うんですよね。それから青柳委員が言った今の話は、3番、4番をしっかりとチェックすることによってものができるんじゃないかなとそんなふうに思います。ですからまあ、理解を示してでいいんじゃないですか。

委員長 それでは、先ほども申しましたように、今回示された新体育館建設に関する方針について、当委員会としては理解をしたというふうにまとめたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、多数決でやる。議案としてね、提出されているものであれば、多数決というようなことも必要かなと思えますが、今回は全協に向けて私たちの委員会で議論をさせてもらったということでありますので、いろいろな意見も出たということで、そういうふうに議論する中で、協議する中で理解を深めたという結論としてまとめたいと思えます。本日は大変。

〔「その他がある」の声あり〕

委員長 ではその他。

議会事務局次長 ありません。

委員長 それでは、以上で地域開発特別委員会を終了したいと思います、ごあいさつありますか。

市長 ありません。

委員長 では、以上をもちまして地域開発特別委員会、終了といたします。御苦勞さまでございました。

平成23年12月20日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

地域開発特別委員会委員長 鈴木 明子 印